

新型コロナウイルスに関連するサロン活動代替活動応援助成要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等により、やむを得ずサロン活動の開催が難しい状況であり、これまで培われてきた「地域のきずな」までも断絶されることが危惧される。このような状況の中、人とつながる機会が無くなることで、孤立する高齢者や障がい者の方々に対し、見守りを兼ねた訪問活動等、地域住民同士の「心のつながり」を大切に活動が必要となっている。これらのことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等によりサロン活動を中止した場合の代替活動に対し助成を行い、支援することを目的とする。

2. 助成対象

サロン助成を申請され、新型コロナウイルス感染症の発生や感染防止対策として、サロン活動がやむを得ず開催出来ず、これに代わる代替活動を実施した団体。

3. 助成期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4. 助成の対象となる活動

サロン活動参加者全員を対象に、サロン活動の代替活動として実施した見守りを兼ねた「訪問活動」や「安否確認活動」等の活動。なお、活動時は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じること。

5. 助成金額

1回の活動につき4,000円を上限に助成する。また、年間の助成上限額はサロン活動助成額(実績)と合わせて、サロン活動助成当初申請額とする。また、1回の活動とは、サロン参加者全員に対して実施するため、複数日にまたがって実施する場合も1回の活動とする。

6. 助成金の対象経費

サロン活動の代替活動に係る費用のみとする。アルコール類やスタッフの人件費等については対象外とする。

7. 申請方法

サロン活動助成事業実施要綱により提出された申請書類を、本助成事業の申請書と見なすものとする。ただし、活動する場合、事前に別紙「代替活動実施計画書(様式5)」を提出し、活動内容等を社協へ報告するものとする。

8. 活動報告と助成金

年間のサロン活動終了後、サロン活動報告書と併せて、「サロン活動における代替活動助成金報告書(様式3および様式6)」と助成金分の領収書(レシート可)の写しを提出する(サロン活動助成金の領収書とは分けること)。なお、助成金の精算は、サロン活動助成と合わせてするものとする。また、代替活動の事業総額が助成金額に達しないなど、助成金の未執行がある場合は、未執行額を返還するものとする。

9. その他

この要綱に定めるものの他、この事業の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。